

5-17 航空機宣伝放送に係る自主規制の内容

項目	自主規制開始日	自主規制の内容
放送開始時間	昭和 48 年 1 月 4 日	放送開始時間を午前 10 時以降とする。
休日の中止	昭和 48 年 12 月 31 日	日曜、祝日の放送を全面的に中止する。
土曜日午前中の中止	昭和 50 年 12 月 1 日 昭和 52 年 3 月 20 日	枚方市、守口市、交野市、寝屋川市、門真市、大東市、四條畷市の 7 市の上空では土曜日の午前中は放送を実施しない。 大阪市（東淀川区、淀川区、西淀川区）、高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町の上空では土曜日の午前中は放送を実施しない。
装置の設置	昭和 52 年 8 月 19 日	拡声器に加えられる入力が、府生活環境の保全等に関する条例施行規則に定める最大入力を上回ることのないよう自動的に制限される装置を設置する。

※全日本航空事業連合会関西地区会放送委員会による自主規制